

陳情提出者資料の 目次 & 各項目の概要

(i) ヒ素は知らぬ間に……無害化されなかった —— (p 1 ~ p 3)

◆ 猛毒のヒ素は、機構の説明資料では「無害化」を装っていましたが、無害化はされず、さらに合法的な「遮断化」がされているはずでしたが、確実な「遮断化」もされず、国の定めた法律を守っていません。それがなぜ、ただの道義的な責任に反する「欺瞞」や「虚偽」でなく、「未必の故意」(犯罪行為)となるのか? という説明をします。

(ii) 遮水シートの破断……違法への道を現わす —— (p 3 ~ p 5)

◆ 機構の北海道建設局次長の市議会の答弁では、「遮水シートの耐用(耐久)性は半永久的だ」とのこと。万物に経年劣化せぬものではなく、その「半永久的」が五百年か、千年・二千年かは別としても、土壤汚染対策法による「遮断化」では、「人間の健康に影響を及ぼさない」ことを目的としているので、その手段である「遮水シート」に破断が生じれば、これも法を逸脱した「脱法行為」と「未必の故意」になる。」という説明をします。

(iii) ヒ素粉塵の認識欠如……影響はないとする —— (p 5 ~ p 7)

◆ 機構の「説明資料」でも、推進室長の市議会の委員への説明でも、ヒ素の粉塵の基準値を105 マイクログラムと説明していました。説明資料では、この数値は「水道水の基準値の根拠となった値に基づき算出したもの」とありました。これは大まちがいで、ヒ素の粉塵の基準値は、すでに労働基準法にある「法定の基準値」に基づいて、それに従わなければなりません。しかし、この桁ちがいの「基準値を偽る」ことで、工事中の労働者への違法操業が罷り通る重大な事態を生じ、周辺住民への健康管理がおろそかにされて、住民に必ず健康被害を発生させます。(これも違法行為になるのは確実でしょう)

(iv) 陳情 149 号での……応答の不誠実さ —— (p 7 ~ p 8)

◆ 市議会の委員からの推進室長への質問として、【説明資料の説明で『ヒ素の危険性については健康に有害な影響がない濃度に設定する』としているが、そう記載した意図はなにか?】【市長は答弁で『住民の理解を得ず、先へは進めない』と言いながら、影響を受ける地域の星置の住民説明会も、公開討論会も開いていない】等の指摘がありました。これに対する推進室長は、【(自ら主導した)『地域協議会』における議論を踏まえて】とか、(上記の(i)、(ii)、(iii)のような市議会に対する虚偽を棚に上げて)【議会における議論などを踏まえて、決定したものでありまして】という、口先だけで「市民の安全と安心をまもる」とする欺瞞にみちた不誠実な答弁でした。(これは道義的な責任?)

(v) 現在だけの視野から……未来への視野へ —— (p 9)

◆ 「猛毒物の永久処分場」にすることへの、それが遂行できるかどうかの「成否・勝敗」の視野にしか立てない、誤まった「行政の怖さ」がよく見えてきます。

(vi) 陳情の目的と……その在り方についての要望 —— (p 10)

◆ 現状の市議会の運営体制が、市民のための陳情になっていないことへの指摘です。

【陳情提出者資料】

はじめに

—今回の提出者資料は、機構が作成した「説明資料」から、前回の陳情（第 149 号）でご理解されにくかった「説明資料」の根底にひそむ欺瞞性を明確にすること。そのため、不採決を投じた議員答弁から見えてくる説明資料の巧妙性と、「ヒ素の危険性」や「遮水シートの脆弱性」の虚偽答弁が、「脱法行為」と「未必の故意」に至る道であること。さらに推進室長の発言と説明資料を再検証した結果、「ヒ素粉塵の基準値」の過誤に基づく「重大な危険性」が存在すること。そこから、処分場への強行搬入の危険性と非人道性を、再認識して頂くことを目的とします。それにより搬入工事の即時中止と、処分場の周辺でのヒ素粉塵の測定を緊急に実施させることを市議会に要望するものです。

(※ 以下、文中の下線とゴシック体はすべて陳情者によります)

(i) ヒ素は 知らぬまに「遮断化」にされ、「無害化」されなかった

■ 下の ① のような表現では、誰もが（市議会議員たちさえも）搬入される対策土は【国が定めた法律を順守し、（無害化された）健康に影響がない安全な土】だと思ってしまう。

①

対策土は国が定めた2つの基準を守れるよう対策を講じ健康に影響がないように管理します 10

① 土壌含有量基準（土に含まれる重金属等の量）

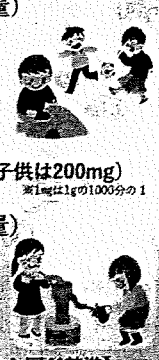
○想定リスク
重金属を含んだ土を直接摂取する
例：おじんの咳い込みや手に付着した土を口にする

○基準値設定の考え方
重金属が含まれる土を毎日100mg 70年間で体内に取り入れても健康に有害な影響がない濃度に設定（子供は200mg）
*1mgは1gの1000分の1

② 土壌溶出量基準（水に溶け出す重金属等の量）

○想定リスク
重金属が溶け出した地下水を飲む

○基準値設定の考え方
重金属が溶け出した地下水を毎日2リットル 70年間飲んで健康に有害な影響がない濃度に設定【水道水と同じ基準】



出典：鉄道運輸機構の説明資料より

する理由」として、上の表現をそっくり引用して、以下 ② の発言をしていたことを紹介します。

② 民主市民連合の成田委員の発言（2021年5月・市議会会議録p4）

◆「本市で受け入れる対策土の性質については、国が定める基準により、土に含まれる重金属等の量は、重金属が含まれる土を毎日100ミリグラム、70年間にわたり体内に取り入れても健康に有害な影響がない濃度に設定、水に溶け出す重金属等の量については、重金属が溶け出した地下水を毎日2リットル、70年間飲んで健康に有害な影響がない濃度に設定されています。一部基準を超える数値の工区があるとのことですが、基準を大きく上回る数値ではなく、適切な対策等も行うことから、健康に有害な影響を与えるものとは想定し難い数値と判断します。市として地域住民との意見交換がしっかりと担保されることなどの札幌市の市政を確認したことから、陳情第14号は不採択とすべきと考えます。」◆

この発言は、上の説明資料 ① をそのまま書き写したとあってよい発言ですが、太い下線の本文の

部分が、「明らかに安全だと思える表現なのに、でも現実はどうも違う気がする…」という不審を感じさせながら、誰もが「対策土は無害化されて安全な土」であると、(意図的に)思わせられてしまっていることを象徴しています。この①の「子供の絵のページ」の文章を自然に解釈すれば、市議会議員でなくとも一般市民なら、行政機関の発行する説明資料を信頼する気持ちから、正しいこととして受け容れてしまうからです。さらに1年後の、陳情149号(2022年7月27日提出)の後でも、これを不採択にした他の議員も「安全性の信頼」への発言は同様でした。

③ 自民党の藤田委員の発言(2022年10月28日・意見陳述日の委員会記録)。

⑤ ◆「陳情第149号について不採択とする立場から討論させていただきます。(中略)発生する対策土について、自然由来のものであり、札幌市内には広く分布していること、基準値は非常に厳しい基準により設定されているものであること、適切な対策をとれば人の健康や環境に影響がないことなどを確認してきたところであります。◆

④ 公明党の森山委員の陳情を不採択にした発言(同年10月28日委員会記録)

⑤ ◆「鉄道・運輸機構は、地下水と粉塵について、定期的にモニタリングを行っており、(中略)その周知を図っていることが確認できました。また対策土を受け入れたことによって、風評被害など地元の農業への大きな影響は生じていないとのことであり、安心をしたところでございます。◆

とありました。いずれの委員の発言も会議録を読むと、その大前提として、搬入される対策土の「ヒ素の危険性」については、機構からの説明どおり安心する気持ちをもち、確認している(?)ことが読みとれます。それらは対策土が「無害化」を既に済ませた土であるか、ヒ素については《水道水と同じ基準》に対策を打って、基準値以下に薄められた十分に安全な土だと思込んでいるようです。

でも実際に処分場に搬入されている対策土とは、健康に影響を及ぼす基準値を超えている土で、その有害性にとどまらず、人間の致死量さえも超える猛毒性の危険な土がたくさん含まれているのです。「無害化」は、現実になされていません。その「真実の実態」を見過ごしてはなりません。

でもなぜ、このような事態が起きているのでしょうか? 機構の「子供の絵」の説明資料の表現には、実に巧妙なレトリックがありました。推進室長は絶妙な弁舌で、2022年7月29日に提出された「陳情提出者資料・第149号」の中で、既に見破られていた答弁を、ここでも発言していました。

① ⑤ 生野 推進室長の答弁(2022年10月28日、意見陳述当日の委員会記録)

⑤ ◆「北海道新幹線の対策土につきましては、国によりまして、土に含まれる重金属等の濃度である土壌含有量基準と水に溶け出す重金属の濃度であります土壌溶出量基準という二つの基準が設定されてございます。この基準は、日常生活において、70年間、その土の上で生活をしたり、地下水を毎日2リットル飲んだりした場合でも健康に影響が現われない濃度に設定されているものでございます。この基準を少しでも上回る土は対策土として処理されることになってございます。このうち、土壌溶出量基準につきましては、水道水と同じ基準が設定されておりますことから、国の基準値は、非常に厳しい条件の下、設定されているものと認識してございます。(中略)市内には、ヒ素を含む土壌が広く分布しておりまして、北海道新幹線における対策土も自然由来のものでありまして、受入地において適切な対策をとることで、人の健康や環境に影響を与えないものと認識しております。◆

というものです。でも実際に運び込まれる対策土と、国の土対法の水道水の基準値の厳しさを説明することとは全く無関係なのです。上記の推進室長の、読者を煙に巻く絶妙で細心の技巧に、陳情者側は(どこか、絶対におかしい…!)と言葉と現実ギャップを感じながらも、多くの人々を「納得

せる言葉」で説明できるまで2年近くかかりました。⑤の推進室長の答弁を、もう一度ゆっくりご熟読ください。【主語と述語が、いつのまにか対策土から基準の話に入れ替わっている】のです。別な言葉でいうと、この巧妙な欺瞞を追及する要は【有害な影響がない濃度に設定している対象は、対策土なのか、法律の基準値なのか？】ということだったのです。ここが最重要ポイントでした。

■ それにも拘わらず、室長は「基準を少しでも上回るような土は、対策土として処理されることになる」といいます。(そもそも対策土とは、基準を少しでも上回る土のことなのに…です!)では「その処理とは何か?」という、中和して無害化するのではなく、ただ「遮水シートで遮断する(はず)」ということだったのです。ところが実際に、全対策土の遮蔽は6年目の作業の最終段階です。したがって、工事期間中は野ざらしのままの対策土で、雨天にはヒ素が亜硫酸ガスを発生させて、猛毒の「亜ヒ酸」に変わること弱酸性(PH6.5)から約1000倍もの強酸(PH3.5)に変化することになるといいます。これが雨水と共に下方底部まで浸透していき、遮水シートは普通のゴミの場合よりも強酸で腐蝕劣化の速度が早められます。晴れた日は、重金属の中でも比重が軽いナノグラム単位の超微細なヒ素の粉塵は、遙か遠方まで飛散します。推進室長のいう「受入地において適切な対策をとることで、健康や環境に影響を与えない」とは何なのか? どのように、対策土に「適切な対策」をとるのか? ヒ素粉塵の測定もせず、健康や環境に影響を与えないなどと、どうして認識できるのでしょうか。

この説明資料では、住民の人命と人生を左右する健康な体に関わる重大問題なのに、【危険性の真実を曖昧にして、市民や住民に物事の核心を分かりにくく】しています。それは【住民・市民の健康な命と人生を奪うことを知りながら】、健康な体と人権よりも【新幹線工事を優先し、強行搬入している】という「未必の故意」を示しているといえるのです。

そもそも対策土を、基準値をクリアする水道水と同じであるかのように住民や議員に説明し、そう思わせること自体が、違法が疑われる非常に危険な行為です。ですからこの問題は、住民側が要望してきたように、住民の犠牲を前提にして新幹線工事を2030年の札幌五輪に間に合わせようとするよりも、「無人地帯の無害な場所に」じっくり時間をかけて処分場を選定し、半永久的に飛散や漏洩が起きない工法を取るべきだったのです。

これで、①の「子供の絵のページ」が、「ヒ素の危険性」をいかに安全性を担保しているかのように装っていたか…、①が実態を伴わない「安全神話」の架空の話であったことがお分かりになると思います。そして、これこそ「未必の故意」の典型であろうことを、ご理解いただけるかと思います。

※ 【未必の故意】(法律用語) 行為者が、罪となる事実の発生を積極的に意図ないし希望したわけではないが、自己の行為から、ある事実が発生するかもしれないと思いながら、発生しても仕方がないと認めて、あえてその危険をおかして行為する心理状態。(出典: 広辞苑) ——《猛毒物を安全と偽り強行する行為ゆえに、犯罪が成立》。

【例文】: この公害の原因は、「危ないかも知れない」と思いながらも、工業排水を川に流したことにある。会社には「未必の故意」が認められる。(出典: Google)

(ii) 遮水シートの破断とは 脱法から違法への道 を現わす

■ 有害掘削土(特にヒ素の猛毒性)から「人体の健康と安全」を保護するためには、「土壤汚染対策法」(以下、土対法)という法律の形で、厳しく基準値を設定しそれをクリアするように無害化(例: 水道水の希釈や化学的中和)をして、その危険性から人体を守ろうとする基本的な施策と、学術的な専門家による「懇談会資料」(※)という法律に准じる形で、封じ込めという摂取経路の「遮断化」で、安全性を保とうとする現実的な施策があることを、私たちにも前回の陳情第149号の準備段階

で分かってきました。

※ 懇談会資料とは、正確には【土壤環境施策に関するあり方懇談会（第6回）資料2「指定基準値の設定の考え方」】というものです。（以下、懇談会資料）そこには前書きがあり、「長期間の有害物質の摂取を想定して、健康被害の防止の観点から定められている」とされており、（これは土対法と同じ「法の趣旨」です）。さらに現実的施策（遮断化）が許容される条件には、

⑥ ◆ ⇒ 一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断されるレベル 又はリスク増分が、10万分の1となるレベル。⇒ また急性影響の防止についても考慮される。⇒ 指定基準を超過した場合でも、摂取経路を遮断することで健康被害を防止することが出来る。（超過の場合）以下のような対策を行なうこととされている。⇒ 地下水汚染なしの場合：地下水の水質の検査。⇒ 地下水汚染ありの場合：封じ込め（ただし第1種特定有害物質について、第2溶出量基準を超過する場合は、土壤汚染の除去）。⇒ 含有量基準超過の場合：盛土。◆

とあります。この中の「摂取経路を遮断すること」という条件で、機構は封じ込めと盛土の工法を採用しています。ただ遮水シートが、地震や経年劣化で破断し汚染水を漏洩させたり、破断せずとも工事中、工事後に粉塵を飛散させれば、第二溶出量基準を超過する危険物として 90万m³（≒140万t）もの対策土全体の土に対して、「土壤汚染の除去」が命じられることになると思われます。

ですから機構としては、遮水シートの耐久性の根拠を示せなくても、口が裂けても「半永久的だ」と言い張ることしかできないのです。しかし工事の差し止め訴訟にでもなれば、機構と推進室は、「遮水シートの耐久性は半永久的だ」という【科学的な根拠】を示さなくてはならないでしょう。

その土対法の「基本的施策（無害化）と現実的施策（遮断化）に共通」しているのは、二つの施策の形態に大きな違いがあっても、両者の根底に流れる法の趣旨（目的と義務）は、内容として同じ言葉が明示されていることです。【人間が一生涯にわたり摂取しても、健康への有害な影響を及ぼさない】ことです。ですからこの法の趣旨は、決して理想論や建て前ではなく、人命と人権にとって大事な存在なのです。それでも何らかの理由で、対策土を基本的施策（無害化）に改良するのが困難な場合には、「封じ込め」や「盛土」という現実的施策（遮断化）に変更できるようになっているのです。でも、それによって「法の趣旨」が免責になったわけではないということです（ここが重要です）。

また飲用水や呼吸による摂取は、個人の一生涯の問題（ほぼ70年間）のように思えますが、重金属を含む有毒な土と水は、処分場に永久に末代まで残置されます。したがって「封じ込め」による摂取経路の遮断とは、子孫の各世代の生涯のためにも70年間に限定されず、「トンネルのような堅牢な岩盤か、半永久的に漏洩しない強度をもつ構造」の中であることが、法の趣旨から絶対的な必要条件になります。このとき、猛毒物質である重金属を包み込む素材の「遮水シートの強度と耐久性」の問題が大きく浮上してきます。※ ヒ素は猛毒性で、シートは脆弱性で、両方とも大きな危険性をもちます。

■ ここで、【無害化から遮断化に変更するのは順法行為なのに、なぜ目立たぬように変えたのか？】を考察してみます。無害化が（経済的な理由で）難しいということを明示してしまうと、対策土が危険物のままであることが明らかになります。そうすると、遮水シートの強度と耐久性の脆弱性が大きくクローズアップされてきます。それはマズい。それで、そうならないように対策土（ヒ素）の危険性を国の定めた法律を遵守する安全な土（水道水と同じ基準）のように、気づかれぬよう巧妙に装う必要性が出てきたのだと思われまます。「率直に説明すればよい遮断化」なのに、「ヒ素の危険性を安全だと誇張するため」には、目立たぬようにすることが最善策だったと考えられるのです。

ところで遮水シートは「封じ込め」のための一つの手段ですから、その強度を偽って「摂取経路を

断して、健康に有害な影響を与えない」という目的を果たせない状態（漏洩）を引き起こせば、その時点で現実的施策（遮断化）は完全な失敗に帰すばかりか、法の趣旨に反する脱法行為になります。

この事態は、機構と推進室がひそかに遮断化に変更し、遮水シートの強靱性への科学的な根拠を確認せず、経済的合理性のために、対策土の無害化をせず、強行搬入してきたことに起因します。

つまり遮水シートでは、（時機が特定できなくても）過剰な自重圧力、地震と液状化、強酸による化学反応、耐久性（経年劣化）等々で、近未来に必ず破断するので（ちなみに遮水シートの耐久性は「15年+α」：遮水工協会・耐久性分科会）それが破断し、有毒物が漏洩し流出するときには脱法行為（法律に触れないような方法で、実際は、法が禁止していることを犯すこと。出典：広辞苑）になります。この合法的なはずだった「封じ込め工法」の脱法行為は、処分場の下流にある清川のヒ素の測定点の濃度が大幅に急上昇した時、明確になります。その時は手遅れの状態ですが、粉塵の飛散の放置も脱法になるはずで、これらもまた道義的責任ではすまされず「未必の故意」となるでしょう。

（iii）ヒ素粉塵の認識欠如が危険性を「健康に影響はない」とする

ヒ素粉塵の安全性（じつは危険性）についての推進室長による重大な虚偽答弁を記述いたします。

⑦ 生野推進室長のヒ素粉塵についての発言。（2021年4月26日付の委員会記録p3）

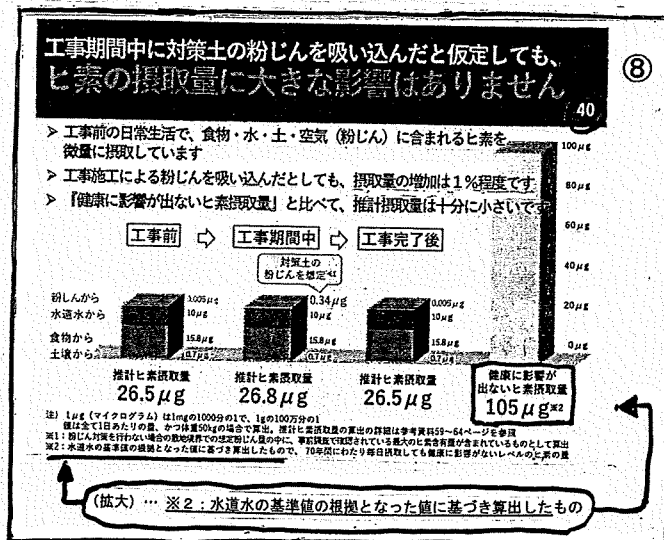
◆「この土壤含有量基準を超過する土は、搬入量の一部と見込まれておりまして、ほとんどの土は粉塵により健康に有害な影響を与えるものではないというふうに認識をしているところでございます。ただそうはいたしましても、粉塵による不安というものは十分認識しておりますので、この資料のグラフのようなリスクの分析をしたわけでございますが、説明資料のグラフは、リスク評価の専門家による監修の下、粉塵に含まれるヒ素の健康被害への影響を評価したものでございます。（中略）グラフの右端に示しております健康に影響が出ない範囲の上限のヒ素量105マイクログラムと比較しまして、摂取量は十分に小さいということから、人への健康へのリスクは十分小さいものと考えているところでございます。」◆

上記の推進室長の発言が、どれほど「重大な意味を含んでいるか」にすぐ気づいた人が、どれだけいるかということです。一般市民の私たちも、議員さんも、ヒ素の基準値や致死量などについては、素人です。【健康に影響が出ない範囲の上限のヒ素量105マイクログラムと比較して（中略）人への健康へのリスクは十分に小さい】などと言われても、（はあ、そうですか…）と思うのが自然な姿です。事業の責任者が、専門的な言葉で、グラフ、専門用語、数字を挙げて説明すれば、人を疑うよりも信じたいと思うのが、善良な普通の人間の姿です。でも推進室長は、ヒ素粉塵の安全性を語りながら、「ヒ素粉塵の基準値」のことを、何も知らなかったとやってよいのでしょうか（知っていたとすれば一層悪質です）。ですから「土対法」の含有量（土）や溶出量（水）については、かなり勉強しておられたのですが、なぜか「ヒ素粉塵」の浮遊量（空気）の基準については、「説明資料」でもまったく触れておりません。じん肺などの検査などに必要な「総粉塵量」の測定をしても、肝心の「ヒ素粉塵の測定」をしなければまったく意味はないのです。そして住民側が、抗議文の対面でも、意見陳述でも、ヒ素粉塵の測定を必死に申し入れても実施しようとしません。

推進室長の2021年4月26日付の委員会答弁の元となった説明資料（40番、62番）が、本年9月に発見されました。（p6の⑧を参照）推進室長は、ここに載せたグラフ（40番）を見せて、説明を行なったのでしょう。40番のタイトルには【工事期間中に対策土の粉じんを吸い込んだと仮定しても、ヒ素の摂取量に大きな影響はありません】と記載されており、62番のタイトルにも【対

策土の粉塵を吸い込んだと仮定しても、摂取量は健康に影響が出ない量と比べて十分に小さい量です】とありました。さらに両方のグラフの右下には「健康に影響が出ないヒ素摂取量 105 μ g ※2」と書かれてあり、最下段の※2には「※2 水道水の基準値の根拠となった値に基づき算出したもの」とあります。

しかし、人の健康のための法定の「ヒ素粉塵の基準値」は、「土対法」の溶出量基準による推定の算出値によるものではなく、「労働安全衛生法」（以下、労安法）にあるのです。ヒ素粉塵の基準値は非常に重要ですから、昨年の陳情第149号の陳情提出者資料のp3にも記述してありますが、ここでは前述p5の⑦の推進室長の発言と対比してもらうために、重要な部分を再掲します。



出典：鉄道運輸機構の説明資料より

⑨ 元大手化学企業で毒物を研究していた専門家の土方健二北大客員教授からの資料

◆ ヒ素は、労働安全衛生法に准じる法律の「特定化学物質障害予防規則」（特化則）で指定された毒物です。その中でも嚴重な扱いが必要な、発ガン性のある特別管理物質に指定されています。機構は要対策土を「有害物質」と軽く表現していますが、「ヒ素は猛毒」であることの認識が必要です。● ヒ素粉塵の基準値は、0.003mg/m³です。注意すべきは、分母の単位の m³ (立米) と、一般的な分母の ℓ (リットル) の違いです。(1m³=1000 リットル) つまり、ヒ素粉塵の基準値は、0.003mg ÷ 1000 = 0.000003mg/ℓ (=3ナノグラム/1リットル) になります。これは、土対法 (土壤溶出量基準) と水質汚濁防止法の環境基準の 0.01mg 以下/ℓ をはるかに下回る基準で、水道水の約 3000 倍もの厳しい基準になります。■ 推進室長が、委員会で【健康に影響がない上限のヒ素量 105 マイクログラムと比較して、人への健康のリスクは十分に小さい】と発言したことには重大な過ちがあります。105 マイクログラムとは、ナノグラムに換算すると 105000 ナノグラムです。これは、ヒ素粉塵の基準値 3 ナノグラムの 3 万 5000 倍。ヒ素粉塵による微生物の致死量は 1 ナノグラムですから (※ 機構の資料測定値でもあります)、推進室長のいう「ヒ素量 105 マイクログラム」という数値ならば、人間の腸内細菌 (微生物) の致死量の 10 万倍の数値であっても、健康に影響はないと述べていることになります。◆ (住民学習会での資料と質疑応答による)

- * なぜヒ素粉塵の基準値が水道水の基準よりも、これほど厳しいのか？ 飲用水は一日に数回、意識的に飲めるのに対して、空気は毎秒一日中、無意識に肺と胃腸に吸い込むからです。それだけに空気の基準には厳密さが必要なのだと思います。
- * 本文p4の⑥には、土対法に准じる法的基準の「懇談会資料」の中に、【◆ 生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現われないと判断されるレベル 又はリスク増分が、10万分の1となるレベル…が考慮される】(=考慮しなさい) という記述があります。ここで機構は、ヒ素粉塵の基準を腸内細菌の致死量の 10万倍の105マイクログラムに算出したのち、この法を見落としていた可能性のある重大なミスを犯したと思えます。
- * さらに、上記⑨の■の部分は、意見陳述の場で強く訴えたにも拘わらず、機構と推進室による安全神話の作為と、市議会の「陳情」の意見陳述の受入れ体制への日本の民主主義の未熟性 (※ この陳情提出者資料のp10で後述) によって、陳情第149号が不採択にされてしまったのだと思われま。

受入地の工事現場と周辺住民の健康に影響があるのは、「水道水の基準から算出した推定の誤った

基準値」ではなく、実際にヒ素粉塵が「空気中に浮遊する法定の正しい基準値」であって、ヒ素粉塵の基準値を語るなら、すでに法的に定められているヒ素粉塵の基準値に依拠するのが正しいのです。

これで、推進室長のいう「健康に影響はない」という発言が、どれほど重大で出鱈目な根拠によっていたか、ヒ素粉塵の測定の放置が、どれほど住民の健康と人生に対して無責任であり、住民たちの不安と不信を、ただの不安と杞憂だと印象づける 罪深い行為であるか、お分かりになるはずです。工事現場や周辺住民の健康被害に、広く直接的に影響をおよぼすのは、(飲用の井戸水を使用する場合を除いて)「溶出水の濃度」よりも「ヒ素粉塵の濃度」です。たしかに労安法の特化則による「ヒ素粉塵の基準値」は、基本的に工事現場で働く労働者のための法律です。ですから周辺住民には該当されず対象外になりがちです。しかも労安法の基準値は、工事の完了とともに周辺住民には適用されません(これも法の不備だといえますが…!)。しかし周辺住民への健康と安全が「行政上の役割り(責務)」であることに鑑みれば、「ヒ素粉塵の基準値の危険性」を周辺住民に対して法的に無関係だと放置するわけにはいきません。為すべき事をしない「不作為の罪」になるからです。だからヒ素粉塵の濃度を住民の納得のいく各地点で、定点的・定期的に測定し、その結果の「ヒ素粉塵の数値」を公表することで、住民の理解と安全と安心を得ることが正しい道理であり、最も重要なことです。

その基本的な責務を、住民の強い要請にも拘わらず、なぜ推進室は拒否するのか? ということです。測定を恐れる理由は、工事が中止になることではないのか? この疑念を真剣に受け止める「道徳的な勇氣」があるなら、札幌市長と推進室は一方的に住民の要望を排除せず、まずは住民と対話をし、その納得の上で「ヒ素粉塵の測定地点」を定め、一刻も早くヒ素粉塵の測定をするべきなのです。

(iv) 陳情 149 号・意見陳述日の質疑の正当性と、応答の不誠実さ

⑩ 市民ネット北海道の石川委員の質疑 (10月28日、意見陳述当日の会議録より) :

◆ 「含有量の基準値を示さないでこうした記載をすることは、不正確で曖昧な記述であり、また見逃すことは大きな危険性があり、無責任な安全性の誇張になるというのが、陳情者の主張です」 「健康に有害な影響がない濃度に設定するというような記載をした意図はどういったことなのか伺います」 「対策土という言い方にしましても、これが対策を行なった土のようにも受け止める方がいらっしゃるように、これまでの説明でも分かりにくいということ。札幌市の説明の仕方とそれに対する市民の受け止め方に齟齬のないように、丁寧に分かりやすく行なって頂きたい。(後略)」 ◆ ※ 「含有量の基準値を示さない」の意味は、①で「人の致死量が100mg」であるのに、含有量を示さなかったこと。

⑪ 共産党の吉岡委員の質疑 (同日の会議録) :

◆ 「困っているから住民の皆さんは(陳情を)出しているのです。安全な生活を返してほしい、そういう思いの訴えではないでしょうか。このたびの陳情者が最も心配しているのは、(中略) 土砂や粉塵に含まれるヒ素の毒物性が健康や命、環境に及ぼす影響だと話されました。(中略) 本当に、住民の皆さんの健康や命、そして環境に関わる不安にぜひしっかり寄り添うのが、地方自治体の責務ではないかと私は思います」 「秋元市長は、市議会の答弁で、『地域住民をはじめ皆さまの理解を得ず、その先へ進めることは出来ない』と言いながら、住民が求める星置地域の説明会は実施しませんでした(※)。先ほど、陳情者から、住民側に公正な意見陳述の場を設けてほしいと要望がありました(* 休憩中とされて録音と記録がなされず)。陳情提出者が公正な陳述の場を、と言ったのは、説明会の場を開催をしてもらえないまま推移してきた、そしてまた、公開討論会がまったくできなかつた。そういうことに対する切実な思いではないかと思ひます。そこで質問ですが、これまで札幌市に求めてきた公開討論会の開催などが、どのような理由で開催されなかつたのか、お訊きいたします」 ◆

※ 星置地区の北側の新興住宅地は、山口地区の住宅地よりも密集していて、しかも風下側に当たり、山口地区の東西両端側の住宅地よりも、距離的にも処分場から近くて、前述した「ヒ素粉塵の影響」を非常に受けやすいのです。これを推進室は問題ないと一方的に決めて、まともな説明もなく星置の住民説明会を拒否し続けてきました。星置の人たちからは「人の命や健康を何だと思っているんだ！」という声が上がっています。

⑫ 新幹線推進室・生野室長の答弁（10月28日の意見陳述当日の会議録）：

◆「(前略) 対策土の受入れにつきましては、住民説明会や議会における議論などを踏まえて決定したものでありまして、現在、地域協議会において、地元の方々の意見を伺いながら、鉄道・運輸機構と連携して事業を進めているところでございます。したがって、改めてこの受入れの是非について議論するための公開討論会を開催することは考えてございません。」◆

推進室長は、質疑に対して誠実に回答せず、質問の本旨を逸らして説明責任を果たしておりません。

- 1) ● 公開討論会をしない理由とは何か、に誠実に答えるべきです。また「有害な影響がない濃度に設定」としている対象は、法の基準なのか対策土なのか、どちらなのか？
- 2) ● 「遮水シートは半永久的な耐用性（耐久性）がある」と市議会や答弁した機構の北海道建設局次長の発言を、推進室として資料を精査し検証した上で、「遮水シートの耐久性は半永久的だという根拠」を示さざるべきです。「製造元はどこで、半永久的な耐久性の保証をするのはどこなのか」、また耐久性は15年+αだとする遮水シート協会の資料との矛盾をどのように説明するのか。
- 3) ● 市長の「住民の理解なく、先へは進めない」市議会答弁からも、●推進室長の「住民の安全と安心を守る立場から」という住民説明会での答弁を遵守することから鑑みれば、上記⑫の答弁で「受入れについては、住民説明会と議会の議論を踏まえて決定した」と答弁していますが、●住民説明会では「受入れ反対」の声が圧倒的でした。●市議会で、「安全性の真実の確認」ができなかった理由は、【機構と推進室長による対策土の安全性と遮水シートの耐久性の虚偽報告で、危険性が正しく認識できなかった】からなのです。推進室が、説明は事実でなかったことの非を認めないことで、「協定」により【工事終了の2年後からは、札幌市が費用など全てを負担する】ことになるのです。室長の説明責任とは、「協定」による責任を誰が負うのかに繋がるのです。
- 4) 各会派の委員は、山口住民の8割の反対署名の民意に対して、推進室長が「地域協議会の山口住民（7、8名）の賛同を得た」と答弁したことについて、●「地域協議会の住民が山口全住民からの全権委任を受けて代表権を持っていた」と、誰が勝手に決めていたのかという質問をして、真実の回答を得てください。このように不誠実な答弁をする推進室長が公開討論会を拒否することは、すべての真実の解明を隠蔽することにつながると考えられます。市議会として、「真実の実態」を解明するため公開討論会の開催と協定の撤回（搬入中止）を市長に強く勧告してください。
- 5) このような「回答の不誠実な姿勢」によって生じた【安全性の未確認のままの搬入】と【住民と市民に対する ●『重大な責任』は、一体誰が取るのか】ということです。「説明資料」で、多くの一般市民が「対策土は水道水のように無害化するのだ」と感じるのに、事実はそうでないことを記載した鉄道運輸機構に責任があるのですか？ それを知っていて追隨した新幹線推進室なのですか？ そうしろという方針を出した札幌市長なのですか？ 大事な市民の命と健康な人生に関わる「真実の実態」を明らかにするのが市議会の役割なのに、その重責を看過して、陳情第149号を多数決で不採決にしてしまった政党と会派にあるのですか？ ●このように重大な責任ある事案に対して、「行政の裁量権」や「議会多数派が、多数決を振りかざす」ことで、住民の健康な命を危険にさらすことは、被害者になる立場の市民・住民として、断じて許し難いことです。

(v) 現在の^{ビジョン}視野から 歴史的な展望をもつ 未来への^{ビジョン}視野へ

本年7月の蘭越町の地熱資源調査で噴出した水から、水道水の基準値の1590倍もの大量のヒ素が検出されて、中毒患者や農業用水への流入・汚染土など、大騒ぎになった報道は真新しいものです。

これと関連するかのような、山口処分場からヒ素が流出する時の被害を、土木の専門家(元大手総合建設コンサルタント会社の技術士で北海道科学大・元非常勤講師)は、以下のように指摘します。

⑬ ◆ 候補地の金山の要対策土(ヒ素平均濃度 $0.11\text{mg}/\ell$ を溶出:鉄道運輸機構の説明資料に基づき、当方で試算)90万 m^3 全体からのヒ素溶出量は、8.3トン。人間の致死量(半数致死量 $0.1\text{g}/\text{人}$)換算では「4千1百万人」分。日本の総人口1億2千万人の約3割を死に至らしめるほどの大量の毒物が含まれている。●札幌市の人口、約2百万人でいえば、20世代殺し続けることのできる毒が含まれている(雨水に晒されると、硫酸とともに有毒な亜ヒ酸が溶け出す)。一旦、地震による液状化で、遮水シートが破れれば、完全復旧はほぼ不可能であり、大量の毒物(ヒ素を含む粉塵)が広範囲に飛散したり、汚染水が清川から新川・石狩湾まで半永久的に多量に流出しつづける。●膨大な毒物を大都市の住民の生活圏に持ちこんだ前例はない。札幌市が重大な住民被害の具体例になりかねない。工事の危険性を、多くの住民の皆さま、市議会議員の方々、市長に理解していただきたい。◆(学習会資料より)

とあります。大量の汚染水の石狩湾への流出や、周辺地域へのヒ素粉塵の飛散と、その「人的・環境的な被害への補償」および「土壌汚染の除去」が命じられた際の巨額の費用負担を生じさせるのは、前述の「法の趣旨」(人間の健康な命と個人の人生の尊さを守ること)を軽んじ、それを真剣に考慮してこなかったことを示す機構の「説明資料」と、機構と市長・推進室の「答弁」の存在でした。

機構と推進室は、住民の健康な命と環境を汚染していく重金属(特にヒ素)の危険性を、適切な対策をとるので安全だとしてきました。そして推進室は、山口住民の反対運動が活動し始めると、「地域協議会」(わずか7,8名の地元住民)を主導して立ち上げました。その推進室長は「地域協議会から地元の賛同を得ている」などと強弁してきました。これは、「住民の8割もの反対署名を無視して」搬入を強行し、形式だけを整えて民主主義を装い、地元住民の理解を得ずに「強行搬入を正当化する欺瞞性」として、許し難いものがあります。この観点からみると、機構と推進室が、住民と議員たちに提示してきた「説明資料」の欺瞞性…→対策土の無害化を装う安全性の誇張や、市議会の「委員会答弁」での虚偽性。遮水シートの耐久性を半永久的とする安全性の誇張や、ヒ素粉塵の基準値の桁ちがいの安全性の誇張…→それによるヒ素粉塵の未測定の危険性。地域協議会(8名)が住民全体の民意を代表するという偽善性(住民の8割の反対署名の民意を無効にしようとする非民主的な奸計)…等を見れば、行政当局が住民たちの健康な命や人生の自決権よりも、新幹線の掘削工事の円滑な進捗こそが、自分たちに最優先される課題と目標であった(トップの究極の目的が「真実を外す」と、手段をすべて嘘で塗り固めざるを得ないようになる)一連の流れが、よく理解できると思います。

したがって、住民の健康な命を脅かす非人道性と、非科学的な不合理性と、社会的な倫理の欠如の違法性を無視した強行搬入とは、単なる自然災害の事故ではなく、人為的な事件であると考えます。と同時に、「不作為の罪」(為すべき立場にありながら、為すべきことをしない罪)であることが、大規模な公害が生じた際の、事故調査委員会等によって社会的に広く周知され、市民にも認知されることになるでしょう。これが手稲山口処分場への強行搬入の、現在までの歴史性と「真実の全体像」なのです。工事中止と原状回復がなければ、この歪んだ歴史性は永遠につづくこととなります。

(vi) 陳情の目的とその在り方についての要望 (真実の民主主義のために)

- そもそも「陳情」という行為は、市内に住む地元住民が、現地の危険性や不利益、不安というものを感じて苦痛に思う時、担当する役所の当局に陳情を出して、改善を求めるものです。
- それなのに、意見陳述の開始宣言から1分後に「休憩宣言」が出され、その間の「陳情当事者の意見は録音されず、会議録にも記録されない」ことを知らされました。強い違和感を感じました。
- 一方で、委員会の会議録で分かったことですが、当局側の推進室長は委員に対してグラフを示して説明しています。ところが陳情者には「陳情は、文章表現のみでの説明」(図表や写真は不可)と提出前に言われました。これでは誰のための、何のための陳情なのか。陳情者と当局者の立場が本末転倒し、官尊民卑の状態、民主主義の基本である主権と公平・公正・透明性に反します。
- 今回の問題は「市民の命と健康と人生」に関わる重大なものでした。鋭い質疑応答があつてこそ、健全な議論が深められ「真実の姿」が見え、保革の党利政略とは無関係な、住民にとって「安全な姿」が見えてきます。意見陳述の前に、政党会派の既定方針で採決の可否が決められているのでは、意見を聴くポーズをとるだけで、陳情者からの「真実の実態」を正しく認識できません。
- 典型的な例が【推進室長のヒ素粉塵に関する認識不足で、(人間の腸内細菌の致死量の十万倍の数値でも)「健康に影響はない」と答弁していたことへの重大な問題提起】でした。この陳情者からの指摘がその場で生かされ、深く討議され、工事を一時中止にしてヒ素粉塵の測定をすれば、住宅地に飛散し子供たちに少しでも毒性の吸引を防げたのではないかと思うと、非常に残念です。
- 現状の札幌市の議会制度を見つめますと、民主主義の制度が発展どころか形骸化しており、退廃に向かっていることを強く感じ、深い憂慮と危惧の念を持ちます。「市民憲章の精神」を取り戻し、まずは陳情の制度改革を住民のためのものに(意見陳述の討議の参加へ) 正してください。



■ 【写真説明】 山口処理場の搬入現場の情景 (ドリームビーチへの道路上の車両出入口から陳情者撮影) 2023.09.05

※ 左側の黒褐色の土は重金属をふくむ対策土。写真の右半分のダンプの下の白い土が、ヒ素を含む土。

【市民憲章から(抜粋)】

◆ 仕事に誇りと喜びをもち、◆ 互いの幸せを願い、◆ 空も空気も草木も水も、きれいな町にしましょう。◆ きまりをよく守り、住みよい町にしましょう。◆ 未来をつくる子供の幸せな町にしましょう。◆ 世界と結ぶ、高い文化の町にしましょう。

● 多様性の尊重ということで、「正解のない時代」と言われる現代です。けれど、すべての人間が「健康に生き、幸福を求める権利」をもつことは、どんなに時代が変わろうと、永久不変の「普遍的な真理」のはずです。市民が、他者(行政)から「健康な人生を奪われること」は、個人の尊厳を侵す「罪悪」だと気づいて、闘うこと。それが、未来をつくる子供たちの幸せにとって大事なことだと、私たちは思うのです。

謹言